

いじめの防止等の対策に関する基本方針

福島市立蓬萊東小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どの学校（学級）にも起こり得ることから、学校・教育委員会はもとより、家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない土壌づくり(学級経営)」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して『当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』である。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ問題についての取組

【未然防止】

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実践する必要がある。

1 子どもや学級の様子を知るために

(1) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが大切である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくようにする。

(2) 実態把握の方法

- ① 普段の生活の中で、日頃から担任は児童とコミュニケーションをとるようにする。
- ② 6月・10月に全校（学級）による「ちょっときかせてアンケート」を実施する。
- ③ 普段の生活の中やアンケートから気になる児童に対しては、随時面談する機会をもつ。
- ④ 家庭訪問（4～5月）・授業参観における懇談会（年4回）・教育相談（11月～12月）等において、保護者と話し合う時間を持ち、家庭との連携を図りながら児童の実態をとらえる。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力になる。

(1) 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼される存在となるようにする。

(2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年・学級や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が必要である。互いに学級経営や授業・生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切に作る。

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化するものである。

(4) 子どもたちの主体的な参加による活動

いじめの防止を訴えたり、解決を図れるような取組をしたりするために、学級活動や児童会等による自発的・自治的な活動を推進する。

〈異学年交流〉 ・ 新入生を迎える会・縦割り班によるかしの木家族遊遊タイム・東チャレンジャー・児童会活動・運動会等での取組を通して、互いに認め合い、助け合う関係を築く。

3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験活動を充実させる。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るようとする。

<教育計画> Ⅲ 指導部計画 → 10 各種教育計画 → (6) 人権教育 [Ⅲ-79]

1 目 標 ※ (1) (2) 略

(3) 「命の大切さ」や「いじめの防止」を理解させるために、学校生活全体で、全職員が力を合わせて取り組んでいく。

2 方 針 ※ (1) (2) (4) (5) (6) 略

(3) いじめや不登校を未然に防ぐために、自分が大切にされているという実感をもたせる。そのために、児童一人一人が十分に活躍し認められる場を設定し、全職員でその指導にあたるようとする。

3 実践計画 <略>

活動の時間	活 動 内 容 ※ 指導内容の例
教科・道徳	○ 人権と関わる教材を精選し、効果的な学習をする。 ※ 道徳；生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。誰に対しても差別することや偏見をもつことなく公正・公平にし、正義の実現に努めること。
特別活動	○ 同学年・異学年児童との集団活動を通して、思いやりの心や相手を尊重する気持ちをもつ。 ※ 学級活動；学級や学校における生活上の諸問題の解決・希望や目標をもって生きる態度の形成・望ましい人間関係の育成を図る。
総合的な学習の時間	○ 情報モラル教育をとおして、コミュニケーション上のルールやマナーについての理解を深める。 ○ 身近にいる様々な人や動植物・自然とふれあうことで相手を理解し、いたわったり大切にしたりしようとする心をもつ。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない・許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」などに触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

<教育計画> Ⅲ 指導部計画 → 1 道徳教育全体計画 [Ⅲ-1]

教育目標

豊かな心を持ち 進んで学ぶ たくましい子どもの育成
 ○思いやりのある子ども ○自ら考え行動する子ども ○進んで体を鍛える子ども

道徳教育の目標

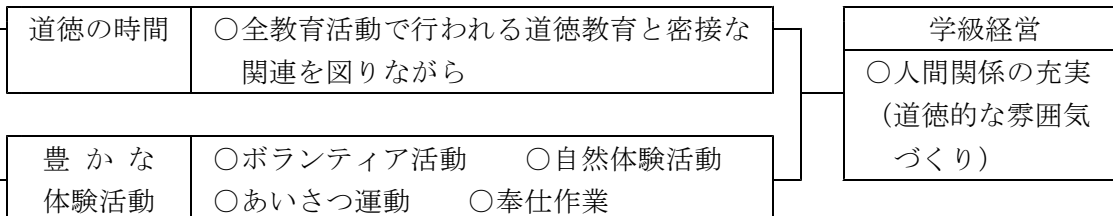
思いやりの心を持ち、進んで実践する児童の育成

めざす児童像

- 自分の生活を振り返り、明るくよりよく生活できる子ども
- 相手の心を思いやり、友だちのよさを認められる子ども
- 自然や動植物と進んでかかわり、命あるものを大切にする子ども
- 学校や郷土を愛し、それらをよりよくするために進んで協力したり、行動したりする子ども

学年別重点目標

低 学 年	○ 挨拶・言葉遣い等に気を付けて、身近にいる人々に親切にする。 ○ 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。	中 学 年	○ 相手のことを思いやり、友だち同士助け合って生活する。 ○ 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。	高 学 年	○ 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。 ○ 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
-------------	---	-------------	--	-------------	---



<道徳教育の重点と指導内容>

視 点	○ 指導内容	◎ 重点指導内容
1 主として自分自身に関する事	○節度ある生活態度	○善悪の判断・勇気 等
2 主として他の人とのかかわりに関すること	◎思いやり・親切	○信頼友情 ○尊敬感謝 等
3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること	◎生命の尊重	○自然愛・動植物愛護 ○敬虔
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	○公正公平・正義	○家庭愛 ○愛校心 等

(3) 体験活動の充実

子どもたちは、自己と向き合い、他者・社会・自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念・感動する心・共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していくものである。学校において、意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れていくことが必要である。

＜教育計画＞ Ⅲ 指導部計画 → 7 体験活動全体計画 [Ⅲ－39]

1 目 標

- (1) 他者・社会・自然・環境の中での体験活動をとおり、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感することにより、思いやりの心や規範意識を育てられるようにする。
- (2) 体験活動をとおり、社会性や豊かな人間性・基礎的な体力や心身の健康・論理的な思考力の基礎を形成できるようにする。

2 方 針 <略>

3 活動内容

(1) 地域の人々や異年齢児童間の交流

互いに教え合い学び合う活動や地域の人々との意見交換などとおし、他者と協同して問題解決や探究活動を行う。

※ 「異年齢集団（かしの木家族）活動」計画 [Ⅲ－40]

(2) 集団宿泊活動・自然体験活動

(3) 奉仕活動

ボランティアなどの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行う。

(4) 文化芸術体験活動

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

【 早 期 発 見 】

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

(1) 子どもたちの立場に立つ

一人一人の子どもを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが大切である。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

< 分類 >	< 抵触する可能性のある刑罰 >
○ 冷やかしからい・悪口や脅し文句・いやなことを言われる ……	脅迫・名誉毀損・侮辱
○ 仲間はずれ・集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……	暴行
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……	暴行・傷害
○ 金品をたかられる	
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……	窃盗・器物破損
○ いやなことや恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする…	強要・強制わいせつ
○ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる ……	名誉毀損・侮辱

3 いじめがみえにくいのは

☆いじめは大人の見えないところで行われる

いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われる。

- ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい携帯で行われる。(時間と場所)
- ②遊びやふざけあいのような形態・被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態等がある。(カモフラージュ)

☆いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配かけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

☆ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メールがあっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

4 早期発見のための手だて

<日々の観察> ～ 子どもがいるところには、教職員がいる ～

休み時間や昼休み・放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

<観察の視点> ～ 集団を見る視点が必要 ～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動がみられた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたるようにする。

<教育相談> ～ 気軽に相談できる雰囲気づくり ～

日常生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

<いじめ実態調査アンケート> ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられる。実施方法については、実情に応じて配慮する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。

<教育計画> Ⅲ 指導部計画 → 3 生徒指導全体計画[Ⅲ-14] → 10 教育相談実施計画

1 ねらい

[Ⅲ-20]

○ 児童や保護者一人一人と面談することにより、児童のもつ問題に気づき、今後の援助・指導に役立てる。

2 方針

- ① 全職員が共通理解を図り、協力して進める。
- ② 受容的・共感的態度を基盤とした相談活動を積極的に進める。
- ③ 担任及び養護教諭との連携を図りながら解決の方向性を明らかにするように努める。
- ④ 必要に応じスクールカウンセラー（蓬萊中）や各種専門機関との連携を図る。

3 対象 全校児童 及び 保護者

4 実施内容

(1) 教育相談部が計画して推進するもの

- 問題行動をもつ児童へのカウンセリングや教育相談（随時）
- いじめの実態把握のためのアンケート調査（6・10・2月上旬）
- 教育相談の実施（6・10・2月上旬）※10月は、放課後に時間をとり全員に実施

(2) その他学級担任等が必要に応じて行うもの〈詳細は略〉

・臨時相談 ・チャンス相談 ・自発来談 ・学習相談 ・保護者との相談

5 実施上の留意点〈略〉

【資料】 『ちょっとときかせてアンケート』実施計画

1 目的 定期的にいじめの実態を把握する。 2 月 日（ ）～ 日（ ）

3 方法

- (1) 学級ごとにアンケートの実施 ※児童に対しては、素直な気持ちを気軽に書けるようにするために、いじめに関するアンケートであることはふせて、元気に過ごせるようにするためのアンケートであることを伝える。
- (2) 質問事項③～⑧の「はい」に丸をつけた児童について、個別に聞き取りをして、アンケート用紙の裏に概要をメモしておき、今後の指導に役立てる。
- (3) 聞き取りをもとに、いじめが疑われるものや判断に迷うものを生徒指導主事に報告する。（ない場合は、なしと報告）
- (4) 教頭・校長の判断を得て、いじめに関する対応策について教育相談係を中心に話し合う。

5 相談しやすい環境づくりを進めるために

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うようにする。

(1) 本人からの訴えには

- 心身の安全を保障する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講ずるようにする。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任等を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障するようにする。

○ 事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの子どもからの訴えには

○ いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめるようにする。

○ 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えるようにする。

(3) 保護者からの訴えには

○ 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いていく。

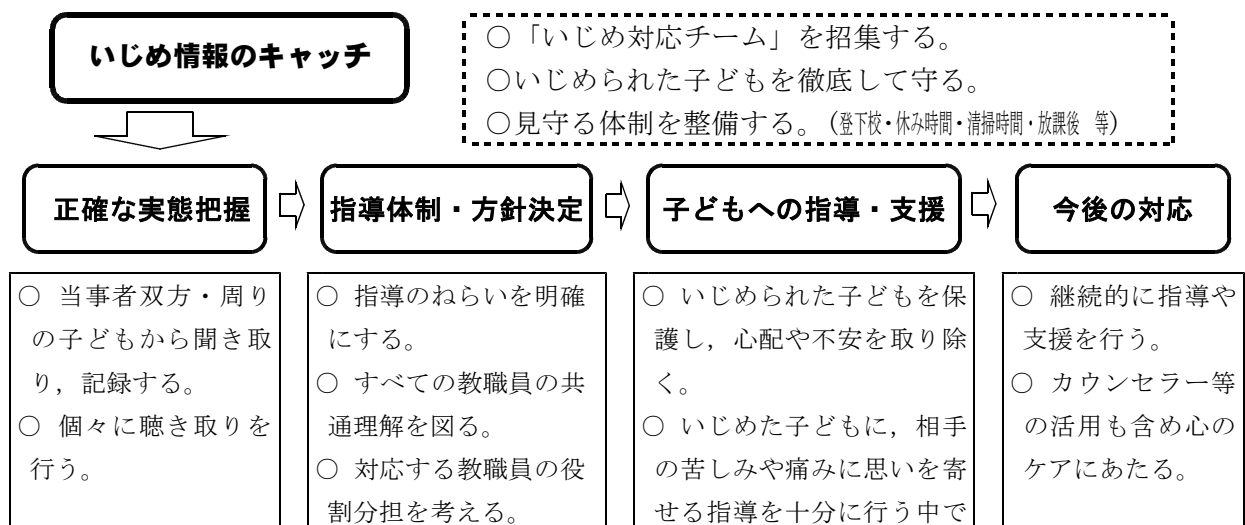
○ 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築いていかなければならない。日頃から、子どもの良いところや気になるところなど、学校の様子について連絡しておくようにする。

○ 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接するようにする。

【早期対応】

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守るようにする。

1 いじめ対応の基本的な流れ



○ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
○ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

○ 教育委員会・関係機関との連携を図る。

「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

○ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

保護者との連携

○ 直接会って、具体的な対策を話す。
○ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任・生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所・時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている子ども・いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校・休み時間・清掃時間・放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行うようにする。
- 短時間で正確な事実確認を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ・どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

要 注 意

子どもの個人情報
は、その取扱いに
十分注意する。

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

〔保護者に対して〕

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・ 家庭での甘やかしが問題です。
- ・ クラスにはいじめはありません。
- ・ どこかに相談に行かれてはどうですか。

(2) いじめた子どもに対して

〔子どもに対して〕

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〔保護者に対して〕

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・ いじめられる理由があるのだろう。
- ・ 学校がきちんと指導していれば…。
- ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

(3) 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談・日記・手紙等で積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。

- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども・いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

Ⅲ ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪・法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの

- <ネット上のいじめ> ○メールでのいじめ ○ブログでのいじめ
○チェーンメールでのいじめ ○学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

2 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者等に伝えたいこと

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が出るといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれること

- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

＜教育計画＞ Ⅲ 指導部計画 → 10 各種教育計画 → (1) 情報教育 ◎情報モラル教育 [Ⅲ-46]

1 目 標

- 情報を発信したり受信したりする際の遵守すべき道徳的事項を身に付けさせる。
- 日常モラルの指導と関連付けた情報モラルの指導を行うことにより、その日常化を図る。

2 内 容

- (1) 制作活動における著作権の尊重について
- (2) コンピュータやネットワークを利用するときのマナーについて
- (3) 電子メールや電子掲示板などを利用するときのマナーについて
- (4) 情報の発信にともなう自分の責任について
- (5) 人情報の発信について
- (6) 児童生徒が不適切な情報に出合ったときの対処について
- (7) 情報を収集するときの情報の信憑性について
- (8) 著作権の尊重など適切な手続きによる情報の収集の仕方について

3 教育活動における指導の場 <略>

【情報モラルの指導内容・機会】 <概略>

- ① プライバシー・個人情報（3年 総合） ② 肖像権・著作権（6年 総合）
- ③ 情報信頼性と有害情報（3・4年 総合）
- ④ コミュニケーション上のルールとマナー（5年 総合）
- ⑤ 健康上の問題（3年 総合） ⑥ 情報社会のセキュリティ（4・5・6年 総合）

3 早期発見・早期対応のために

☆ 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども・保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校・保護者だけでは解決が困難な事例が多いことから、警察等の専門機関との連携が必要である。

<書き込みや画像の削除に向けて>

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

※学校非公式サイトでの削除も同様

<指導のポイント>

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

<チェーンメールの対応>

<指導のポイント>

- ・ チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり危害を加えられたりすることはないこと
- ・ 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により「ネット上のいじめ」の加害者になること